令和７年度
向日市ゼロカーボン推進補助金
（太陽光発電設備等設置補助金）
太陽光発電設備＜１＞・＜３＞
蓄電池＜４＞
家庭用燃料電池＜７＞・＜８＞
（エネファーム）
高効率給湯機器＜９＞
申請の手引き

令和７年４月

向日市　環境産業部　ゼロカーボン推進課

Ⅰ　事業概要

向日市では、２０５０年ゼロカーボンシティを実現するため、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業)」を活用し、次の対象設備の設置に係る補助を行います。

【対象設備】

〇太陽光発電設備
〇蓄電池
〇家庭用燃料電池（エネファーム）
〇高効率給湯機器

Ⅱ　補助対象経費及び補助金額

補助対象経費

〇補助対象設備及び補助対象設備を構成する機器等の購入費
〇補助対象設備の設置に係る工事費
※補助対象経費に含まれないもの
・既設機器の撤去費用や処分費用など既設聞きに係る費用
・消費税及び地方消費税

補助対象設備と補助金額

補助対象設備	補助金額（千円未満の端数は切り捨て）
太陽光発電設備 ＜１＞＜３＞	●家庭用　　発電出力（kW）×70,000 円 ●事業所用　発電出力（kW）×50,000 円 ※発電出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 ※パワーコンディショナが複数台ある場合は、それぞれに対応する太陽電池モジュール公称最大出力と比較します。 ※kW は整数止めとします。（例：5.55kW → 5kW） ※出力（kW）の上限はありません。
蓄電池 ＜４＞	1kWh 当たり補助対象経費の 1/3 （1kWh 当たり上限額 50,000 円に 10,000 円を加えた額） ※1kWh 当たり 155,000 円（工事費込み、税抜き）以下のものが対象です。 ※容量（kWh）の上限はありません。 【補助申請額の計算方法】 ●例１ 価格（工事費込み・税抜き）130 万円・9kWh の場合 1,300,000 円÷9kWh＝144,444 円　→　補助対象 144,444 円÷3＝48,000 円（千円未満切捨） 48,000 円＜50,000 円（補助上限額） （48,000 円＋10,000 円）×9kWh＝522,000 円（補助申請額） ●例２ 価格（工事費込み・税抜き）138 万円・9kWh の場合 1,380,000 円÷9kWh＝153,333 円　→　補助対象

	153,333 円÷3＝51,000 円（千円未満切捨） 51,000 円＞50,000 円（補助上限額） （50,000 円＋10,000 円）×9kWh ＝540,000 円（補助申請額） ●例３ 価格（工事費込み・税抜き）140 万円・9kWh の場合 1,400,000 円÷9kWh＝155,555 円　→　補助対象外
家庭用燃料電池 （エネファーム） ＜７＞＜８＞	単体で設置する場合 補助対象経費の 1/2（上限額 250,000 円） 太陽光発電設備及び蓄電池と同時設置する場合 補助対象経費の 1/2（上限額 800,000 円）
高効率給湯機器 ＜９＞	太陽光発電設備及び蓄電池と同時設置する場合 補助対象経費の 1/2（上限額 300,000 円）

Ⅲ　補助対象設備

太陽光発電設備及び蓄電池の共通要件

〇各種法令等を遵守した設備であること。
〇商用化され、導入実績がある設備であること。
〇中古設備でないこと。
〇既存設備の増設でないこと。

太陽光発電設備＜１＞＜３＞　次の要件をすべて満たすもの

〇個人の戸建て住宅又は事業所の屋根（駐車場の屋根を含む）に設置するもの
〇エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
〇再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）又はＦＩＰ制度の認定を取得しない設備であること。
〇電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない設備であること。
〇この補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量を家庭用は３０％以上、事業所用は５０％以上を当該設備を設置する住宅の敷地内で自ら消費すること。
※設備稼働後、発電量や自家消費率等を報告していただきます。自家消費率が上記に達しない場合は、補助金の返還を求めることがあります。
〇再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く。）。 特に撤去や処分については、設置者の責任の下、確実かつ適切に行うこと。
〇法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。
〇ＰＰＡで設置する場合、ＰＰＡ事業者（需要家に対してＰＰＡにより電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

〇リース契約で設置する場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

蓄電池＜４＞　次の要件をすべて満たすもの

〇この補助金により導入する太陽光発電設備（住宅用）の附帯設備であること。
※事業所向けの蓄電池に係る補助金はありません。

〇１kWh あたりの価格が 155,000 円（工事費込み、税抜き）以下の蓄電池であること。

〇原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電する設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。

〇家庭用蓄電池（4,800Ａｈ・セル未満）であること。

〇設置する太陽光発電設備と蓄電池の製造事業者が異なる場合、蓄電池について、製造事業者から１０年以上の保証書が発行されない場合があります。実績報告時に保証書の写しの提出が必要となるため、製造事業者から１０年以上の保証書が確実に発行されることを確認してください。製造事業者以外から発行された保証書は認められませんので、ご注意ください。

家庭用燃料電池（エネファーム）＜７＞＜８＞

都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること

高効率給湯機器＜９＞

・太陽光発電設備及び蓄電池と同時導入するもの
・従来の給湯機器等に対し３０％以上の省CO_2効果が得られるもの
新築の場合で、比較する従来の給湯機器がない場合は、ご相談ください。

Ⅳ　太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）又は高効率給湯機器の３点を同時導入した場合

〇上記の３点を同時導入した場合のみ、高効率給湯機器の設置費用の一部が補助されます。

〇家庭用燃料電池（エネファーム）は上記の３点を同時導入した場合、単体で導入するよりも補助の上限額が増額されます。

〇上記の３点を同時導入した場合の補助金額は次のとおりです。
・家庭用燃料電池（エネファーム）　補助対象経費の 1/2（上限額 800,000 円）
・高効率給湯機器　補助対象経費の 1/2（上限額 300,000 円）

〇同時導入とは、原則として、太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）又は高効率給湯機器の３点について、同一の期間内に導入したものが該当します。
※補助対象設備によって施工業者が違っても構いません。
例：太陽光発電設備及び蓄電池の着手日が６月１日、完了日が１０月３１日の場合
家庭用燃料電池（エネファーム）又は高効率空調機器の着手から完了までが、その期間内に終わることが必要です

Ⅴ　補助対象者

次の要件をすべて満たす個人又は法人が対象です。

〇市内の住宅又は事業所へ補助対象設備を設置すること。また、ＰＰＡ又はリースによる太陽光発電設備の場合、市内の住宅に補助対象設備を提供すること。
※事前申請の場合、交付申請時に向日市外に居住している場合でも、実績報告時には向日市内に居住していれば交付申請が可能です。
〇市税を滞納していないこと。
〇向日市暴力団排除条例（平成２４年条例第４号）第２条第４号に規定する暴力団員等でないこと。また、ＰＰＡ又はリースによる太陽光発電設備の場合、需要家も満たす必要があります。
〇補助対象設備について他の法令又は予算制度に基づき国の補助等を受けていないこと。
【同一設備に係る補助金の併用可否について】
・併用可の組み合わせ
太陽光発電設備＜１＞・蓄電池＜３＞　と　太陽光発電設備＜２＞・蓄電池＜５＞
※交付要件を満たした場合に限ります。

Ⅵ　交付申請

受付期間

〇受付は先着順で、予算額に達した場合、募集を終了します。
※補助金交付決定後に事業着手してください。
※申請前や交付決定前の事前着手は補助対象外となります。
※「着手」とは申請者と設置業者との契約締結を指します。
※令和８年２月２７日（金）までに実績報告ができる事業が対象です。

補助対象設備	申請区分	受付期間
太陽光発電設備＜１＞＜３＞	事前	令和７年４月２８日（月）から 令和８年１月３０日（金）まで ※令和８年２月２７日（金）までに実績報告が必要です。
蓄電池＜４＞		
家庭用燃料電池（エネファーム）＜７＞＜８＞		
高効率給湯機器＜９＞		

受付窓口・受付時間

〇住　所　等：〒617－8665　向日市寺戸町中野 20 番地
向日市役所ゼロカーボン推進課　（市役所本館２階）
〇受付時間：市役所開庁日の８時３０分から１７時１５分まで
※土・日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日は閉庁日

申請方法

向日市ゼロカーボン推進補助金交付申請書（様式第１号）に後述の必要書類を添えて、市役所窓口へ直接提出してください。

交付申請書に添付する書類

＜全設備共通＞
【指定様式】
・ 交付申請書類チェックリスト
・ 設備設置承諾書（設置する建築物の所有者が申請者以外の場合）
※所有権が共有の場合、全員の承諾書が必要です。
・ 委任状（補助金交付に係る手続きを代理人に委任する場合）
・ 誓約書（申請者用及び施工業者用）

【任意様式】

- 申請者（委任する場合は代理人のみ）の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのものは１点。公的機関が発行する健康保険証等のものは２点）（提示のみ）
- 位置図（設置住宅等及び設置箇所の詳細図）
- 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し
- 補助対象設備の設置予定場所を示す写真
  （設置前の遠景及び設置予定箇所にフォーカスした写真）
- 補助対象設備のメーカー、型番、容量等が確認できる書類（カタログ等）
- 住民票
  ※交付申請書の同意欄で、市が申請者の住民基本台帳の閲覧をすること同意をしていただける場合は、住民票の提出は不要です。
- 市税の滞納がないことの証明（完納証明書）
  ※建物の所有権が共有の場合、所有者全員の証明が必要です。
  ※ＰＰＡ又はリースの場合、市内事業所及び需要家の分が必要です。
  ※交付申請書の同意欄で、市が申請者等の市税の滞納状況について閲覧することに同意をしていただける場合は、完納証明書の提出は不要です。

＜ＰＰＡ又はリースによる太陽光発電設備のみ＞

- ＰＰＡ又はリース事業者の法人登記履歴事項全部証明書の写し
- ＰＰＡ又はリースの契約書（案）及び料金計算書等の写し
  ※契約書は、補助対象設備が法定耐用年数の期間満了まで継続的に使用するために必要な措置（保守サービス）等を証明できるような内容としてください。
  ※料金計算書は、補助金額相当分が需要家に還元できている（ＰＰＡサービス料金やリース料金から控除されている）ことが確認できるように作成してください。
- ＰＰＡ又はリースの内容がわかる書類（カタログ等）
- ＰＰＡ又はリースに係る同意書

＜高効率給湯機器のみ＞

- 省CO_2効果算定シート（高効率給湯機器）

Ⅶ　事業完了予定日変更報告

交付申請時に記入した事業完了予定日に延期が生じた場合は、向日市ゼロカーボン推進補助金事業完了予定日変更報告書（様式第１３号）を提出期限までに市役所窓口へ直接提出してください（インターネット等による報告は不可）。

受付窓口・受付時間

「Ⅵ　交付申請」と同じ

変更報告書提出期限

事業完了予定日に変更が生じた時点で、当初の完了予定日までに速やかに提出してください。

Ⅷ　実績報告

向日市ゼロカーボン推進補助金実績報告書（様式第９号）に後述の書類を添え、報告期限までに市役所窓口へ直接提出してください。（インターネット等による報告は不可）

受付窓口・受付時間

「Ⅵ　交付申請」と同じ

実績報告書に添付する書類

＜全設備共通＞

- 実績報告書類チェックリスト（指定様式）
- 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（補助対象経費及びその内訳の記載があるもの）
- 補助対象設備の保証書の写し
- 補助対象設備の設置後の住宅の状況を記録したカラー写真（全景及び施工箇所にフォーカスした写真）
  ※施工前及び施工後は同じアングルで撮影し、同一場所の状況変化がわかるようにしてください。
- 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの)

＜太陽光発電設備及び蓄電設備のみ＞

- 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図
- 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類（蓄電池を設置する場合）
- 電気事業者（地域の新電力会社）との電気受給契約の売電契約書の写し
  （余剰電力を売電する場合）
- 送配電事業者等への系統連系申込書及び系統連携承諾書などＦＩＴを活用していないことがわかるもの（たくそう君など）

＜ＰＰＡ又はリースによる太陽光発電設備及び蓄電池のみ＞

- ＰＰＡ又はリースの契約書及び料金計算書等の写し

実績報告書提出期限

令和８年２月２７日（金）１７時１５分まで

※事業完了から３０日以内又は上記期限のいずれか早い日までに提出してください。

※期限を過ぎますと、補助事業の取消しとなります。また、取消しとなった場合は、再度の申請はできません。

Ⅸ　複数年度にわたる事業の場合

複数年にわたり補助事業を行う場合は、向日市ゼロカーボン推進補助金事業開始承認申請書（様式第４号）の提出が必要です。提出に当たりましては、事前にご相談ください。

＜補助対象設備の設置完了後について＞

Ⅹ　設備設置完了後の留意点

取得財産等の管理義務

補助事業を実施した方は、取得財産等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

財産処分等の制限

補助事業を実施した方は、下記の法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの『財産

処分等』を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります（天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可）。

ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	１７年
蓄電池、家庭用燃料電池、高効率空調機器、高効率給湯機器	６年

関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません）。

XI　太陽光発電設備を設置した場合

自家消費量の報告

発電した電力量や自家消費量等の実績について、指定した月の分を、自家消費量に関する報告書（様式第１６号）によって市長に報告していただく必要があります。

Ⅻ　補助金申請等の流れ

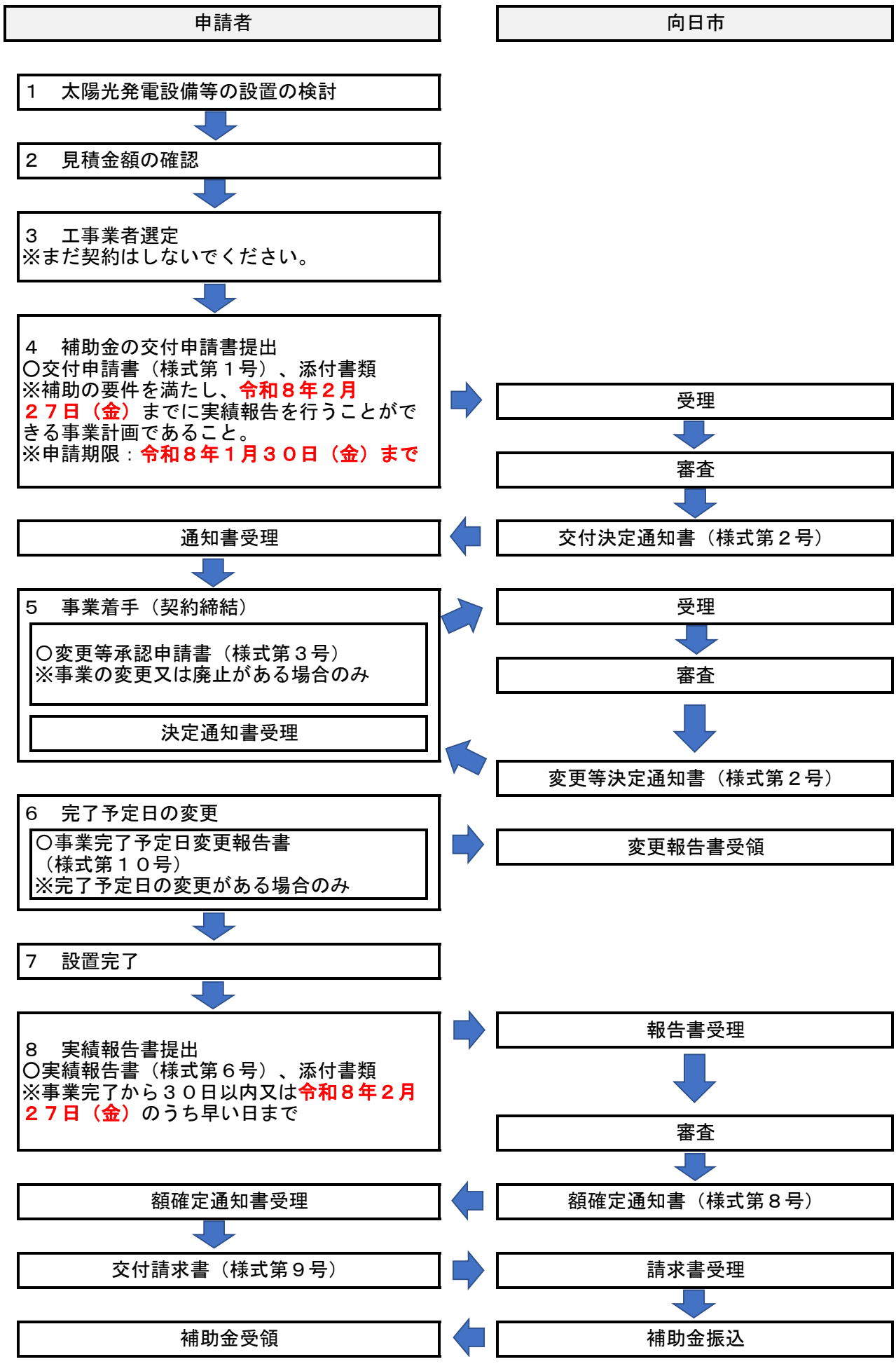
申請者
向日市
１　太陽光発電設備等の設置の検討
２　見積金額の確認
３　工事業者選定
※まだ契約はしないでください。
４　補助金の交付申請書提出
〇交付申請書（様式第１号）、添付書類
※補助の要件を満たし、令和８年２月２７日（金）までに実績報告を行うことができる事業計画であること。
※申請期限：令和８年１月３０日（金）まで
受理
審査
交付決定通知書（様式第２号）
通知書受理
５　事業着手（契約締結）
〇変更等承認申請書（様式第３号）
※事業の変更又は廃止がある場合のみ
受理
審査
変更等決定通知書（様式第２号）
決定通知書受理
６　完了予定日の変更
〇事業完了予定日変更報告書（様式第１０号）
※完了予定日の変更がある場合のみ
変更報告書受領
７　設置完了
８　実績報告書提出
〇実績報告書（様式第６号）、添付書類
※事業完了から３０日以内又は令和８年２月２７日（金）のうち早い日まで
報告書受理
審査
額確定通知書（様式第８号）
額確定通知書受理
交付請求書（様式第９号）
請求書受理
補助金振込
補助金受領

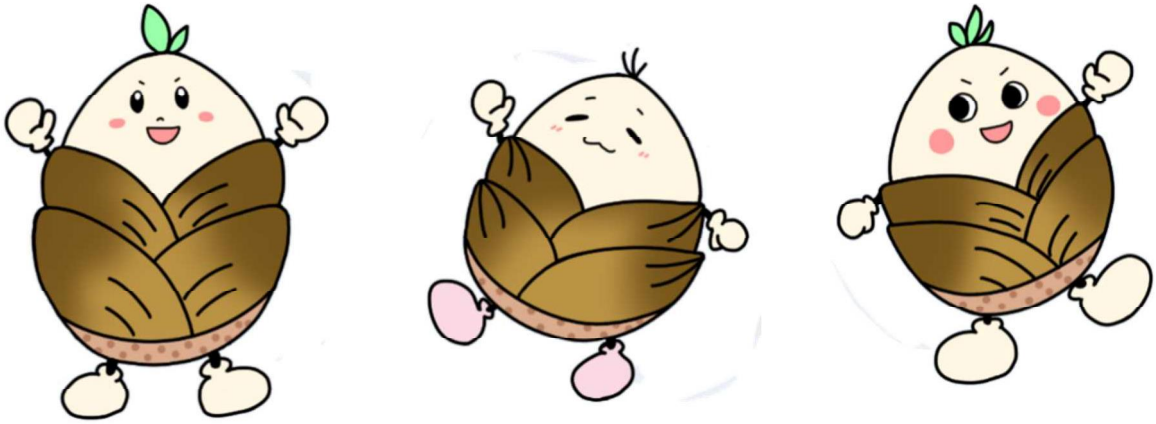

脱炭素重点対策実施地域

京都府向日市

●問い合わせ
向日市環境産業部ゼロカーボン推進課
電話番号：０７５（８７４）３４９９
Ｅメール：zero-carbon@city.muko.lg.jp